

教えて！土手内さん

2022年 11月号

～贈与は正しい知識と余裕をもって実行しましょう～

暦年贈与とは、1月1日から12月31日までの1年間に贈与された資産の合計額に応じて課税される方式のことで、1人当たり年間110万円の基礎控除があるため、贈与を受けた金額が110万円以下なら贈与税の申告が不要です。

令和4年の税制改正により『相続税と贈与税が一本化され、暦年贈与がなくなるかも』と話題になりましたが、今回の税制改正では暦年贈与に関する改正は行われませんでした。

しかし、税制改正大綱には『(贈与税の) 不断の見直しを行っていく必要がある』と記載されており、この先の改正によっては、暦年贈与の廃止または大幅な縮小・変更が行われる可能性がありますので引き続き注意が必要です。

手軽で節税効果の高い暦年贈与ですが、せっかく贈与をしたつもりでも相続税の税務調査において贈与が認められないケースもあるため、注意が必要です。

贈与契約は贈与者と受贈者のお互いの了解認識があれば成立しますが、贈与者が亡くなった相続発生後に、客観的にその了解認識があったと証明できる資料がある事が税務署に対して大事になります。

贈与をする場合には、以下の点に注意するとよいでしょう。

① できるかぎりの証拠を残す

契約書は必ず作成し、現金手渡しよりも通帳間の移動(振込・振替)で行いましょう

② 贈与税の申告(納税)をする

申告は受贈者が行うので、贈与の事実を知らなかったことを防ぐことにもなります

③ 受贈者が財産を管理する

受贈者が自ら作成・管理している通帳・印鑑にて手続きをしましょう

贈与をお考えの際には、担当者にご相談ください。

税理士法人
土手内総合事務所

